

令和4年7月 文書質問及び回答

1 質問者 春日隆司議員

2 質問事項 公営住宅等の適切な管理運営について

質問の内容・要旨	回答
<p>公営住宅等は、公共的な住宅であり使用する上では、色々な約束事が定められています。お互い譲り合い、必要な事項を守り大切に正しく使っていかなければなりません。</p> <p>そこで、質問いたします。</p> <p>① 居住者間のトラブルはないか。あった場合、どのような解決策を講じているか。</p> <p>② 住宅料などの支払いはあるが、実態として居住されていないような事例はないか。あつた場合、どのように対処している。また、居住していなくとも借り続けることは可能か。</p> <p>③ 住宅料の滞納者は何人位、金額はいくら位か。長引くコロナ下や物価高騰等によって、住宅料の減免措置などを講じている方はおられないか。また、今後減免などを必要とする方々はおられないか。</p>	<p>① 担当課への相談等により居住者間のトラブルの状況が確認できた場合は、職員が間に入り、双方の意見を傾聴したうえで、解決に向けた話し合いの場を持つことや、互いに納得できるルールを確認するなどの対応を行っており、今後においても各種トラブルが発生した場合は、その解決に向け努めてまいります。</p> <p>② 正当な理由がなく居住していない状態で公営住宅等を借り続けることはできません。前記のような居住実態のない事例は1件あり、現在、住宅の明け渡しについて、具体的な日程を決めるなどの対処を進めているところです。</p> <p>③ 住宅料の滞納者は18名おり、滞納額は約1,324万円となっております。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、入居者の世帯収入が著しく減少するなどし、住宅料の支払いが困難となつた場合には、減少後の収入額により住宅料の減免や徴収を猶予することも可能となっておりますので、公営住宅等を担当する建設水道課や、当該住宅の担当課までご連絡、ご相談を頂ければ、その対応に努めてまいります。</p>